

国連の女性の地位向上に関する 活動：女性の地位委員会（CSW）を 中心に

国連女性の地位委員会日本代表
十文字中学高校校長
橋本ヒロ子

報告の構成

1. 国連における女性政策の推進

主な担い手：UN Women、CSW、CEDAW

国連の他機関、他委員会、専門機関など

2. 国連女性の地位委員会

(UN Commission on the Status of Women CSW)

国連の女性政策推進の主な担い手

1946年 **国連女性の地位委員会** (UN Commission on the Status of Women CSW) * ECOSOC機能委員会 ・メンバー:45カ国 年1回

1982年 **国連女性(女子)差別撤廃委員会** (UN Committee on the Elimination of Discrimination against Women/専門家機関・条約委員会)23名の専門家 年3回開催

2010年 **UN Women** 国連改革とNGOの要請で①、②、③、④を統合拡大 UN Womenが調整する役割を担っている。

1946年 ①経済社会局 国連女性の地位向上部 CSW事務局、2008年までCEDAW事務局

1976年 ②国連女性開発基金 (UNIFEM)

1976年 ③女性の地位向上のための国際研修研究所 (INSTRAW)

1997年 ④国連ジェンダー問題特別顧問事務 (OSAGI)

国連における女性政策の推進、 CSW,CEDAW,UNWomen以外

女性関係の国連機関・条約委員会だけでなく、UNDP、人権理事会(元の人権委員会)、世界銀行、UNICEF、UNFPA、UNEP、統計委員会、UNDCP、社会開発委員会、安保理など他の国連機関もジェンダー平等活動を推進。

また、国連以外の専門機関であるILOは女性労働、UNESCOは女子教育、学術、特に科学への女性の参画、メディアにおける女性などの研究・活動・広報を行っている。

これら国連機関及び国連以外の専門機関のジェンダー平等の活動をUN Womenが調整する役割を担っている。一連の動きの中でNGOが果たしている重要な役割は大きい。

CSW、世界女性会議、CEDAW以外

1992年「環境と開発に関する国連会議」(UNEP)

リオ・デ・ジャネイロ

「アジェンダ21 セクションⅢ：主たるグループの役割の強化」第24章 女性

1993年「世界人権会議」(人権委員会)ウィーン 女性の
人権 (human rights of women) 明記

国連総会：**女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に
関する宣言の採択 (CSWが原案作成)**

1994年「国際人口開発会議」(UNFPA)カイロ行動計画：
リプロダクティブヘルス・ライツの向上が人口政策の大き
きな柱として確認

2000年10月

国連安全保障理事会(安保理)決議1325

(北京行動綱領 12重大問題領域の
E.女性と武力紛争などがベース)

- 性暴力関係:1820, 1888, 1960, 2106号
紛争下における性暴力の禁止、懲罰
- 女性の参加推進:1889、2122号(2013年)、
2242(2015年)等合計8つの決議を採択

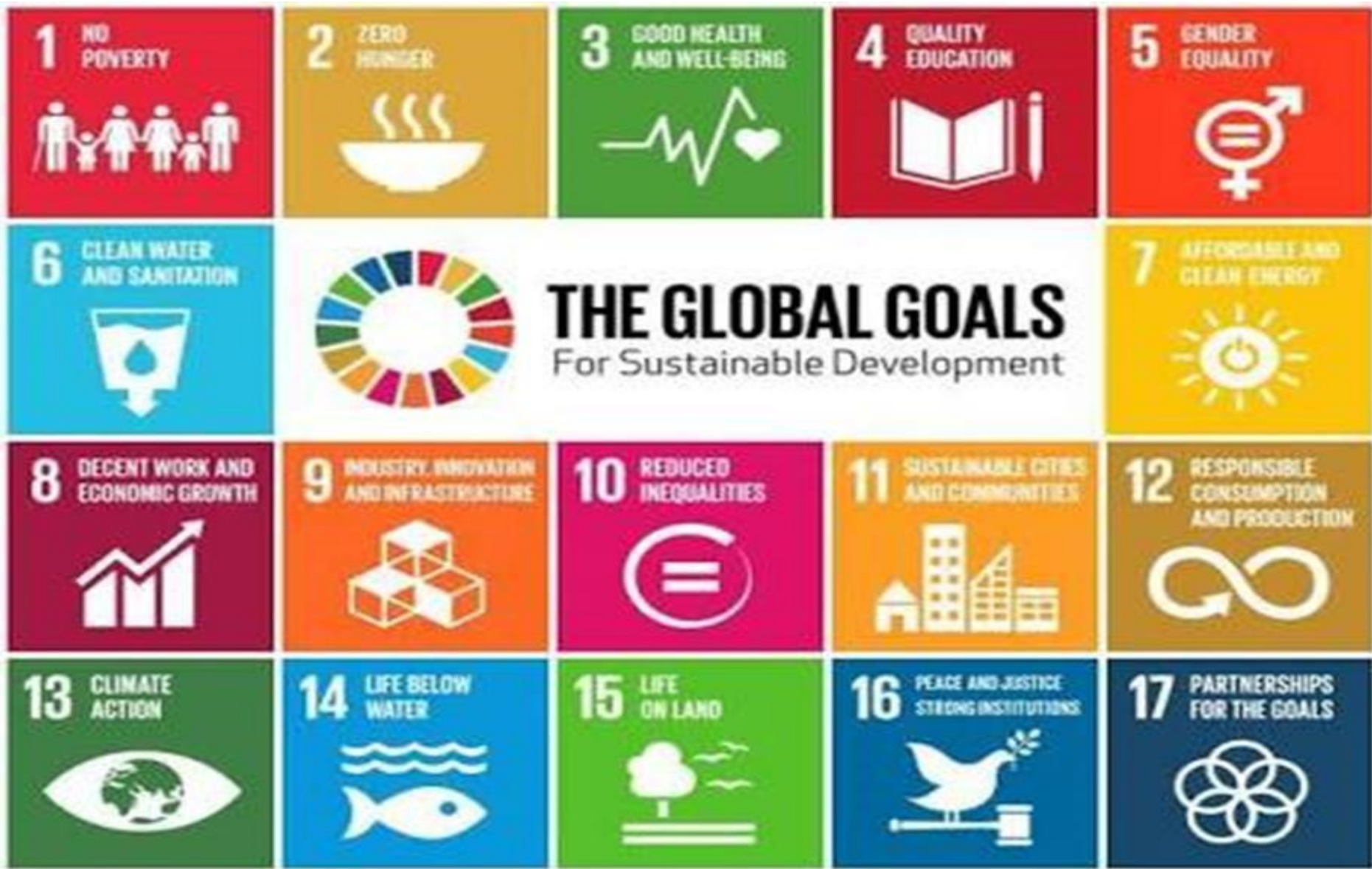
2000年9月 ミレニアムサミット

MDGs (ミレニアム開発目標) を採択

8つの目標の第3がジェンダー平等



アジェンダ2030(2015)SDGs持続的開発目標



世界女性会議は非開催。2000年以外は国連特別総会としても開催されず、CSWのメインテーマとして議論

- 北京+10 2005年
- 北京+15 2010年
- 北京+20 2015年
- 2030年までに完全なジェンダー平等の達成
- 2016年 女性のエンパワーメントと持続的開発目標とのリンク Women's empowerment and its link to sustainable development

CSW61

Commission on the Status of Women



WOMEN'S ECONOMIC
EMPOWERMENT IN THE
CHANGING WORLD OF WORK

13–24 March 2017

UN Commission on the Status of Women (CSW)

メンバー国: 現在45か国(当初15か国) (アフリカ13、アジア太平洋11、ラ米/カリブ9、西欧・その他8、東欧4)

当初は人権委員会の下部委員会、女性達の働きかけで1946年6月に人権委員会などと同等の国連経済社会理事会機能委員会の一つに昇格

日本は1957年からメンバーしかし2018年は非メンバーで、2019年から日本再メンバー、サウジアラビアは新メンバー

国連女性の地位委員会 UN Commission on the Status of Women (CSW)

- CSWは、政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、ECOSOCに勧告・報告・提案等を行い、ECOSOCはこれを受けて、総会(第3委員会)に対して勧告を行う。



1946-1962 女性の人権（人間としての権利、参政権、婚姻、労働）

- 国連発足時1945年国連加盟国51か国のうち女性が選挙権を持っていたのは25か国のみ。
- そのため、CSWの最初の活動は女性参政権の確立であり、「女性の政治的権利条約」の内容をCSWで検討し1952年に総会で採択された。



1946-1962 女性の人権（人間としての権利、参政権、婚姻、労働）

- 1947年第1回CSW
- 1957年総会で採択された「結婚した女性の国籍に関する条約」の草案作成
- 1962年総会採択「合意による婚姻、婚姻年齢、婚姻登録条約」草案作成
- 1965年総会採択「合意による婚姻、最低婚姻年齢、婚姻登録条約」草案作成
- ILOとの連携で1951年にILOが採択した同一価値労働での男女の同一賃金条約草案作成

1963-1975年 開発への女性の参画を推進

1963-1967年 女性差別撤廃宣言の草案作成

1967年 女性差別撤廃宣言が総会で採択

1975年 国際女性年（第1回）世界女性会議

1976-1985年：国連女性の10年

1979年 CSWで内容を検討してきた女性差別撤廃条約が国連総会で賛成130か国、棄権10か国で採択

1980年国際女性の十年中間年（第2回）世界女性会議

1981年9月3日 20か国目の国が批准し条約として発効

1982年 女性差別撤廃委員会が条約委員会として発足

CSW : 1985年及び1995年の世界女性会議の行動計画案準備。

1985年 第3回世界女性会議

1986-1995年 女性をグローバルアジェンダに

1992年 リオ環境会議

1993年 世界人権会議 女性の権利は人権

Women's rights are human rights

1993年 女性に対する暴力撤廃宣言をCSWで検討し総会で採択 (家庭内暴力を公共の課題にした)

1994年 国際人口開発会議

1994年 女性に対する暴力特別報告官の任命(人権委員会)

1995年 第4回世界女性会議の開催

1995年北京で第4回世界女性会議開催

- 政府間会議とNGOフォーラムを合わせて約5万人が参加
- ジェンダー平等のバイブルともいえる**北京行動綱領**が夜中に渡る議論を経て早朝採択された。
- 女性に対する暴力根絶、リプロダクティブヘルスライツを含む女性の人権の確認、女性のエンパワメント、ジェンダーの主流化が**北京行動綱領**の**主な特徴**

2000年6月 国連特別総会「女性2000年 会議」

- 「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(いわゆる「成果文書」)」採択
- 69-d 夫婦間レイプ、女性や少女の性的虐待を含むあらゆる形態のドメスティック・バイオレンスに関する犯罪に対処するため、法律の制定及び適切な制度の強化、あるいはそのいずれかの措置を採り、こうした犯罪を速やかに訴追できるようにする
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の策定・施行(2001.4)に影響

1996-2015年

女性の地位向上のための統合：ジェンダー主流化の推進

- 1995年第4回世界女性会議で採択した北京行動綱領の実施のための指針を合意結論などとして検討
- 1996～1999年 CSWでは、CEDAW選択議定書草案の検討
 - 1999年 総会で採択
 - 2000年 12月に発効

1996-2015年

女性の地位向上のための統合 ジェン ダー主流化の推進

2000年 ミレニアムサミット

2003年から合意結論が出来ないCSWの会期。

2003年2つの合意結論案のうち、「女性や少女に対する暴力」

2012年「農山漁村女性のエンパワメント及び貧困・飢餓撲滅・開発・今日的課題における役割」(問題になった点 リプロ、技術移転)

用語に関して年々合意が困難化

- 2013年 第57回CSW
- 優先テーマ「女性や少女に対する暴力の撤廃及び防止」の議論では、長い議論の末、reproductive rightsが「1994年の国連人口開発会議で採択された行動計画及び北京行動綱領で合意したように」という表現で合意



2015年 北京+20(第59回CSW)

第5回世界女性会議は非開催

- 第59回CSWはイベントが多く、政治宣言と2決議を採択しただけで、予定より半日早く終了
- 2005年、2010年のCSWと比較し、パラグラフ数が5から13に増加し、具体的な内容
- 政治宣言の最後を「2030年までに、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け、努力することを約束する」と結ぶ。

2016年第60回CSW

優先テーマ: 女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性

レビュー・テーマ: 女性・女児に対する暴力の撤廃・防止

合意結論はジェンダーに対応した2030アジェンダの推進へのアプローチ、規範的・法的／政策的枠組みの強化、ジェンダー平等と女性／女児のエンパワーメントのための資金環境の整備、持続可能な発展に関するあらゆる分野の政策決定における女性のリーダーシップの強化と十分に平等な参画などを要請

第61回CSW(2017) 優先テーマ：変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント

- ・男女間の賃金格差の縮小が大きな課題となった。合意結論はSTEMをはじめ教育訓練、技術開発の強化、
- ・女性の経済的エンパワーメントのための経済的、社会的政策の実施、
- ・増加している女性の非正規労働、移動労働への対応、技術・デジタル革新への対応
- ・女性の集団的発言権
- ・女性のリーダーシップと意思決定の強化、女性のリーダーシップのための民間セクターの強化などを要請

2018年62CSW

- 優先テーマ: 農山漁村女性のエンパワースメント及びジェンダー平等を達成するためのチャレンジと機会
- レビューテーマ: 女性のメディア、ICTへの参加・アクセス、及び女性の地位向上、エンパワースメントへのインパクトと活用

農山漁村女性の人権・権利

女性差別撤廃条約 第14条

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報, カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために, あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに, 特に, すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために, 自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け, 流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に, 住居, 衛生, 電力及び水の供給, 運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

国連女性差別撤廃委員会一般勧告 第34条 農村女性の権利(2016年3月)

世界の農山漁村女性の現状

10月15日 国際農山村漁村女性デー

10月16日 世界食糧の日

10月17日 国際貧困撲滅デー

農山漁村女性は世界人口の1/4以上で世界の食糧の安全を保障する大きな力(世界の食糧の60-80%の生産に女性が関わっている。しかし、土地の1%しか所有していない。女性は環境問題のよい水先案内人

FAO International Food Policy Research Institute)

土地所有、金融、天候対策等の技術では大きく取り残されている。大雨と日照りは女性達の水くみ、薪集めさらに難しくし時間をとっている。アフリカでは女性が土地所有することで、生産性が20%UPと言われている。

SDGs ゴール5

Indicator

5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。

Index

5.a.1 (a) 農業用土地の所有権もしくはそれに近い権利を持っている人々の性別、農業用土地を持っている人々の所有権別、女性の持ち分割合

5.a.2 女性に男性と平等の土地所有権及び運用権を保障する法的枠組みを持っている国の割合

CSW62事務総長レポート

農山漁村女性・少女のエンパワーメントのために

1. 質の高い教育を誰でも受けられる。(貧しい農山漁村女性の識字率は半分以下。)

2. 性と生殖の健康と権利を含み良質の廉価な保健サービスへのアクセス

3. すべての暴力根絶

4. 持続可能なインフラと技術へのアクセス

5. 農山漁村女性の労働市場への参加

6. 性別データ及びジェンダー統計の強化

(専門家会議は9月20-27日にローマで開催。レポートは未公表)

第63回CSW(2019)

優先テーマ: ジェンダー平等と女性・少女のエンパワーメントのための社会的保護システム及び公共サービス及び持続的インフラへのアクセス

レビューテーマ: 女性のエンパワーメントと持続的開発へのリンク(第60CSWの合意結論)

国連の活動におけるNGOの役割

- CEDAWにおけるNGOからのalternative reportの内容が、政府に対する勧告に活かされるように、国連の活動でNGOからのinputは欠かせない。
- 非政府の非営利公共団体あるいはボランティア団体は、国連のECOSOC経済社会理事会との協議資格を取得することで、CSWなど国連の会議を傍聴し、statementを事前に登録して意見を述べたり、パライベントなどを開催したり、国連と様々な連携活動が可能になる。協議資格の取得申請は、19の国連加盟国によって構成される経社理のNGO委員会によって審査される。さらに日常的に国連や政府代表部へのロビイングをして国連の活動に影響を与えている。

今後のCSWの課題

- ①よりグローバルなアジェンダ (SDGsなど) のジェンダーの主流化と女性のエンパワーメントの推進
- ②女性に対する暴力防止
- ③安保理決議1325及び関連決議の実施 (WPS)
- ④政策決定への女性の参加
- ⑤若者の意見をどう取り入れるか
- ⑥NGOとの連携